

内閣参質一九〇第一二号

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員脇雅史君提出法令等の憲法判断に係る最高裁判所判決に対する内閣の対処方針に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員脇雅史君提出法令等の憲法判断に係る最高裁判所判決に対する内閣の対処方針に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「導かれるべき法理」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる立憲主義の原則を始め、憲法第九十九条が公務員の憲法尊重擁護義務を定めていることなども踏まえ、政府が、その権限を行使するに当たって憲法を適正に解釈していくことは当然のことであり、このような政府としての憲法の解釈においては、憲法第八十一条によりいわゆる違憲立法審査権を与えられている最高裁判所の判断が示されているものについてはそれを尊重すべきものと考えている。

